

総点検に当たって整理すべき事項

(国土交通省)

<p>1. 監督権限に基づき実施している具体的取組</p> <p>民法第67条第3項に基づく立入検査の実施 国土交通大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則に基づき提出される資料の説明聴取 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等(平成8年9月20日閣議決定)に基づく指導</p>	
<p>2. 点検を実施するに当たって判断のもととする具体的基準</p>	<p>対象 1206 法人</p>
<p>民業圧迫・ユーザー利益の阻害</p> <p>(1) 公益法人の行う事業が営利企業の事業として成立するものであり、営利企業による同種の事業が著しく普及しているという状況にないか。</p> <p>(2) 公益法人が行う収益事業(指導監督上の収益事業を指す。)の支出規模が、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものであるか、具体的には11年度決算において可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめているか。</p> <p>(3) 公益法人による事業の独占の弊害、公益法人の行う事業に係る料金に係る指摘が投書、インターネット等により外部からなされている場合、当該指摘に対して合理的な反論理由があるか。</p>	<p>0 × 0</p>
<p>目的と活動との整合・適切な情報公開</p> <p>(1) 11年度において公益法人の行う事業が次のいずれにも該当しているか。 当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること 事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること 管理費の総支出額に占める割合が過大なものでないこと</p> <p>(2) 以下に掲げる業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供しているか。</p> <p>定款又は寄附行為 役員名簿 (社団法人の場合)社員名簿 事業報告書 収支計算書 正味財産増減計算書</p>	<p>0 × 2</p> <hr/> <p>9 × 1</p>

<p>貸借対照表 財産目録 事業計画書 収支予算書</p>	
<p>高額な役員報酬・退職金 役員の報酬や退職金が、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて、適切なものとなっているか。ただし、役員は所管省庁出身者に限り、平成11年度以降の実績とする。 具体的には以下の基準に適合しているか。 ・役員給与については特殊法人に適用されている一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の指定職俸給表11号俸相当額の範囲内で適切に調整されているか。(平成10.9.29閣議決定) ・理事長、専務理事(常務理事)、理事等の給与はその職務に基づき適切な差を設けているか。 ・役員退職金については支給率が特殊法人に適用されている在職期間1月につき俸給月額$\frac{36}{100}$以下になっているか。(「行政改革の推進について」(昭和52.12.23閣議決定)) ・ただし、法人の事業規模、事業内容、職員数等を勘案した結果、上記基準に適合しない合理的な理由が認められる場合については、この限りでない。</p>	<p>0 × 0</p>
<p>委託先・発注先選定の公正性 (1) 11年度において公益法人の行う事業に関し、委託先や発注先が5年間を超え連続して同一の者である場合、連続していることにつき合理的な理由があるか。 (2) 11年度において公益法人の行う事業に関し、委託先や発注先となる企業が、公益法人の役員が当該企業の役員を兼務している場合、公益法人の役員の親族が経営している企業である場合、公益法人が当該企業の株式を保有している場合等においては、当該企業を委託先や発注先として選定することに合理的な理由があるか。</p>	<p>0 × 0</p>